

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-44(政策12-施策③))

政策名	沖縄政策の推進					
施策名	沖縄における社会資本等の整備					
施策の概要	産業の発展を支える道路や空港の整備、県民生活を支える学校施設及び災害に強い県土づくりなど、社会資本等を整備。					
達成すべき目標	沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	44,897	44,594	103,511	101,673
		補正予算(b)	14,182	1,330	138	-
		繰越し等(c)	△680	2,094	13,339	
		合計(a+b+c)	58,399	48,018	116,988	
執行額(百万円)	55,797	52,170	86,114			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	基幹管路の耐震化率 (上水道)	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-
		18.3%	18.3%	19.9%	21.0%	22.4%	集計中	46.0%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	汚水処理人口普及率	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-
		80.8%	80.8%	82.0%	81.5%	85.4%	集計中	90.3%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-
		10.6㎡/人	10.6㎡/人	10.6㎡/人	10.7㎡/人	10.7㎡/人	集計中	15.0㎡/人	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	公営住宅管理戸数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-
		29,834戸	-	29,834戸	29,322戸	29,760戸	29,376戸	31,494戸	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	防護面積(高潮対策等)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	-
		58.9ha	49.7ha	58.9ha	68.7ha	72.6ha	78.3ha	76.9a	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
防風・防潮林整備面積	基準値	実績値					目標値	達成	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-	
	533ha	-	533ha	538ha	550ha	集計中	593ha		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
農地にかんがい施設が整備された面積の割合	基準値	実績値					目標値	達成	
	22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-	
	42.1%	42.1%	44.1%	44.8%	46.2%	集計中	55.0%		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
造林面積	基準値	実績値					目標値	達成	
	22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-	
	4,906ha	4,906ha	4,948ha	4,982ha	5,040ha	集計中	5,346ha		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率	基準値	実績値						目標値	達成
	22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-	
	61%	61%	62%	68%	69%	集計中	75%		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
公立学校施設の耐震化率	基準値	実績値						目標値	達成
	14年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	
	48.4%	73.9%	76.8%	78.0%	80.5%	84.1%	100%		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
一般廃棄物の再生利用率	基準値	実績値						目標値	達成
	22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-	
	12.7%	12.7%	15.4%	14.4%	15.3%	集計中	22.0%		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】	基準値	実績値						目標値	達成
	22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-	
	3.3年 【37,744m ³ 】	3.3年 【37,744m ³ 】	4.6年 【35,109m ³ 】	3.4年 【27,179m ³ 】	3.6年 【27,059m ³ 】	集計中	10.3年 【101,000m ³ 】		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
医療施設従事医師数（人口10万対）	基準値	実績値						目標値	達成
	22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-	
	227.6人	227.6人	-	233.1人	-	集計中	227.6人		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 測定せず (判断根拠) (注) 沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)の期限である平成33年度に測定することとしている。
	施策の分析	(有効性、効率性) 沖縄の社会資本等の整備については、各整備分野における指標は目標値に向けて概ね順調に伸びており、沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に着実に寄与している。 なお、事業は実施省庁へ予算を移替えて行い、計画に従った整備がなされている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 沖縄における社会資本等の整備について、引き続き推進していく。 【測定指標】 社会資本整備の目標値については、沖縄振興特別措置法に基づき平成33年度末までを期限とする沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)を踏まえて定めているものであり、引き続き、同様の目標とする。なお、沖縄振興計画が見直し・改定され、目標等に変更があった場合には、それに伴い変更することを想定している。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	沖縄21世紀ビジョン: http://www.pref.okinawa.jp/site/kense/shisaku/21vision/index.html
---------------------------	---

担当部局名	沖縄振興局	作成責任者名	総務課長 岡本 登	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------	--------	--------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-45(政策12-施策④))

政策名	沖縄政策の推進					
施策名	沖縄の特殊事情に伴う特別対策					
施策の概要	沖縄の置かれた自然的・歴史的な特殊事情に鑑み、その諸課題を解決するために必要な対策を実施。					
達成すべき目標	沖縄の特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	14,463	16,379	23,462	20,702
		補正予算(b)	5,342	-	696	-
		繰越し等(c)	△7,548	2,859	312	
		合計(a+b+c)	12,257	19,238	23,461	
執行額(百万円)	13,268	18,117	23,455			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	跡地関係市町村に対するアドバイザー派遣実施率	基準値	実績値					目標値	達成
		11年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
		年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%	
	沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」と回答した割合(低金利による資金供給)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		75.8%	-	-	73.5%	75.8%	78.9%	対前年比増	
		年度ごとの目標値		-	-	-	対前年比増	対前年比増	
	沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」と回答した割合(景気動向や一時的業況の変動に影響されない安定的な資金供給)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		60.2%	-	-	54.0%	60.2%	60.8%	対前年比増	
		年度ごとの目標値		-	-	-	対前年比増	対前年比増	
	沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」と回答した割合(固定金利による長期資金の供給)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		58.7%	-	-	52.3%	58.7%	60.2%	対前年比増	
		年度ごとの目標値		-	-	-	対前年比増	対前年比増	
	ベンチャー出資先の売上高	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		売上高1社あたり 218.7百万円	-	-	-	売上高1社あたり 218.7百万円	売上高1社あたり 216.8百万円	対前年比増	
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	対前年比増	
ベンチャー出資先の雇用数	基準値	実績値					目標値	達成	
	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	従業員数1社あたり 25.7人	-	-	-	従業員数1社あたり 25.7人	従業員数1社あたり 26.0人	対前年比増		
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	対前年比増		
沖縄科学技術大学院大学論文発表数	基準値	実績値					目標値	達成	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	-	
	145	-	145	134	176	292	-		
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
沖縄科学技術大学院大学国際ワークショップ、セミナー開催数	基準値	実績値					目標値	達成	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	-	
	109	-	109	201	250	301	-		
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
沖縄科学技術大学院大学の県内企業との連携事業数	基準値	実績値					目標値	達成	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	-	
	3	-	3	7	8	9	-		
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ベンチャー出資先の売上高の増加については、目標が達成されなかったが、その他の指標については、目標が達成されたため。
	施策の分析	(有効性、効率性) ・専門家(アドバイザー、プロジェクト・マネージャー、コンサルタント)を派遣し、関係市町村(那覇市、宜野湾市、浦添市、北中城村)に対し、アドバイス等を行うことで、跡地利用計画策定のための調査が実施される等、跡地利用の推進に有効なものとなっている。(宜野湾市は、キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)土地利用計画(案)を策定。) ・沖縄振興開発金融公庫については、沖縄公庫が実施した融資支援体制についてのアンケート調査において「非常に良い」の回答が60%以上であり(「良い」の回答も合せると80%以上)、対前年度との比較においても増加している。ベンチャー出資については、出資先企業1社あたりの売上高については、年度ごとの比較では僅かに減少したが、出資時点と比較すると1社あたり76.7百万円増加しており、1社あたり従業員数についても増加していることから、達成手段は、政策目標の実現に有効的であったと考えられる。なお、沖縄公庫のベンチャー出資は26年度末現在、43社に対し14億4,139万円の出資残高を有している。 ・沖縄科学技術大学院大学については、いずれの測定指標(論文の発表件数、国際ワークショップ・セミナー開催件数、県内企業連携数)で前年の実績値を上回っており、沖縄の自立的発展・世界の科学技術の発展に着実に寄与している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・沖縄の特殊事情に伴う特別対策について、引き続き推進していく。 【測定指標】 ・アドバイザー派遣は、要望のあった市町村すべてへの派遣を目標としており、今後も派遣実績率を測定指標とする。 ・沖縄振興開発金融公庫に係る次期(27年度)測定指標の「ベンチャー出資先の売上高・雇用の増加」については、出資時点との比較が指標としてより適切であるため、出資時点と現在を比較する目標値の設定を行う。 ・沖縄科学技術大学院大学は、沖縄において世界最高水準の教育研究を行うことにより、沖縄の振興と自立的発展、世界の科学技術の発展に資することを目的としており、今後とも国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を推進することにより、本大学院大学がイノベーションの国際的拠点に成長するよう、緊密に連携していく。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成26年度政策金融評価報告書(沖縄振興開発金融公庫作成) 参考URL http://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/26seisakukinyu.pdf 「沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会」
---------------------------	---

担当部局名	沖縄振興局	作成責任者名	参事官(政策調整担当)池田 正 参事官(調査金融担当)倉林 健二 総務課事業振興室長 橋本 敬史	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------	--------	--	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-46(政策12-施策⑤))

政策名	沖縄政策の推進					
施策名	沖縄の戦後処理対策					
施策の概要	先の大戦において、国内最大の地上戦が行われた沖縄の歴史的背景等を踏まえ、不発弾等処理対策や所有者不明土地問題対策等の事業の推進を図る。					
達成すべき目標	沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,480	2,615	2,693	2,883
		補正予算(b)	△4	-	-	-
		繰越し等(c)	50	△56	24	
		合計(a+b+c)	2,526	2,559	2,716	
執行額(百万円)	1,999	2,199	2,049			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第185回国会の(参)沖縄及び北方問題に関する特別委員会における内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)所信表明で『沖縄における不発弾対策につきましても、着実に取り組みを進めてまいります。』と発言。					

測定指標	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(不発弾等処理事業の実施件数)	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	-
		2箇所	2箇所	1箇所	0箇所	0箇所	1箇所	2箇所	
	年度ごとの目標値		5箇所	5箇所	5箇所	4箇所	2箇所		
	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(広域探査発掘事業の実施地区数)	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		5地区	3地区	2地区	2地区	2地区	2地区	2地区	
	年度ごとの目標値		2地区	2地区	2地区	2地区	2地区		
	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(市町村支援事業の実施件数)	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		11箇所	29箇所	35箇所	38箇所	32箇所	24箇所	24箇所	
	年度ごとの目標値		7箇所	9箇所	14箇所	7箇所	24箇所		
	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(特定処理事業における事故発生件数)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		0件	-	0件	0件	0件	0件	0件	
	年度ごとの目標値		-	0件	0件	0件	0件		
	対馬丸遭難学童遺族給付事業に係る支給の実施状況(当該年度の9月又は当該年度の末月までに誤りなく支給を完了した件数の割合)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	
	年度ごとの目標値		-	100%	100%	100%	100%		
対馬丸平和祈念事業の語り部の講演回数	基準値	実績値					目標値	達成	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	116回	-	116回	122回	102回	164回	113回以上		
年度ごとの目標値		-	100回	100回	100回	113回以上			
沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(ホームページ利用件数)	基準値	実績値					目標値	達成	
	19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	79,970件	71,085件	55,892件	68,563件	87,785件	104,903件	80,000件		
年度ごとの目標値		90,000件	90,000件	80,000件	80,000件	80,000件			
沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(来室者数)	基準値	実績値					目標値	達成	
	19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	323人	245人	237人	265人	373人	528人	320人		
年度ごとの目標値		320人	320人	320人	320人	320人			
位置境界明確化事業の実施状況(認証面積率)	基準値	実績値					目標値	達成	
	19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	99.6901%	99.6938%	99.6938%	99.6938%	99.7015%	99.7039%	前年度比増		
年度ごとの目標値		認証面積率の上昇(対前年度比)			前年度比増				

所有者不明土地実態調査の実施状況(測量調査の実施筆数)	基準値	実績値					目標値	達成
	24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
	120筆	-	-	120筆	510筆	540筆	540筆	
年度ごとの目標値	/	-	-	120筆	510筆	540筆	/	
所有者不明土地実態調査の実施状況(真の所有者探索調査の実施筆数)	基準値	実績値					目標値	達成
	24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
	120筆	-	-	120筆	140筆	180筆	180筆	
年度ごとの目標値	/	-	-	120筆	140筆	180筆	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 全ての測定指標において目標を達成しているため、目標達成と判断した。 ・沖縄戦により所有者が不明な土地の所有者明確化及び位置境界の明確化が進むことにより県民の財産である土地の有効活用が図られ、不発弾等対策の太宗を占める磁気探査(広域探査発掘事業、市町村支援事業、住宅等開発支援事業)及び特定処理事業を着実に実施することにより、県民の生命・財産を守るとともに安全・安心が確保されることで、経済活動が促進されることから、戦後処理対策を着実に進めることは沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与するものである。 ・所有者不明土地実態調査については、目標に掲げた測量等調査の540筆、真の所有者探索の180筆全てにおいて調査及び探索を実施した。
	施策の分析	(有効性、効率性) ・広域探査発掘加速化事業では年3回磁気探査の要望を受け畑等の磁気探査を実施し、また、市町村支援事業では市町村単独の公共事業に先立つ磁気探査を着実に実施したほか、特定処理事業では予算を増額し強固な防護壁の設置等により円滑に現地での不発弾処理を実施しており、不発弾の爆発による市民生活への影響を防止することに寄与した。 なお、不発弾等処理事業は大戦時の目撃情報等をもとに不発弾の探査を行うものであるが、近年は大戦経験者の高齢化等により新たな情報が集まりにくくなっているため、事業計画通りに実施できるとは限らず、達成度合いを評価することはなじまないので事業の達成欄については「-」の記載をしている。目標値は予算積算上の最低箇所数(2箇所)を設定している。探査業務により発見された不発弾についてはすべて適切に処理している。 ・沖縄戦関係資料閲覧室事業では、学校や図書館等の公共施設を対象とした広報を実施し、来室者やホームページ利用者の増進を図り目標を達成した。 ・位置境界明確化事業は既に99%が解決済みであり、登記簿上の面積や占有界に固執する等、関係地権者間の合意形成が困難な事案が残っているが、1ブロックの認証を行うとともに、地権者の異動があったブロックを中心に合意形成に向けて慎重に事業を進めている。 ・所有者不明土地問題の解決に向けた検討を進めるため、測量等調査(540筆)及び真の所有者探索(180筆)を実施した。測量等調査については、所有者不明土地の現況確認、面積測量、写真撮影を行うなどして対象地の位置及び現況を把握するとともに、当該地に所有者不明土地であることを周知するための看板を設置した。また、真の所有者探索については、戦後70年が経過し人証・物証が少なくなるなか、隣接地主や地域の古老・地元精通者から可能な限り情報収集を行い、対象地の一部で真の所有者の可能性のある者に関する有力な情報を得ることができた。 ・以上から、達成手段は、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する」という目標の達成に有効的であった。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 沖縄の戦後処理対策について、引き続き推進していく。 【測定指標】 ・対馬丸平和祈念事業では、測定指標を「語り部の講演回数」としている。語り部は要望を受けて講演しており、現在、ほぼ講演可能数の上限に達していることから、過去5年間の平均をとり、目標(講演回数)を平均値以上としている。しかしながら平成26年度は講演回数が大幅な増となっているがこれは特別な要因の影響も考えられる数値である可能性もあり、次期目標の算出時には平成26年度の数値を除外して計算を行うなどの検討を行う。 ・所有者不明土地問題の解決に向けた検討を進めるため、目標値である調査対象筆数を増加させ一層の現況把握等に努める。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	ホームページ利用件数:ウェブアクセスログ数を集計するツールにより測定。
---------------------------	-------------------------------------

担当部局名	沖縄振興局	作成責任者名	調査金融担当参事官 倉林健二 特定事業担当参事官 佐藤毅也	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------	--------	----------------------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-48(政策13-施策②))

政策名	共生社会実現のための施策の推進				
施策名	青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)				
施策の概要	平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めている。基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。				
達成すべき目標	青少年が適切なインターネット活用能力を身につけるとともに、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会が最小化され、もって青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を着実に整備する。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	—	—	—	—
	補正予算(b)	—	—	—	—
	繰越し等(c)	—	—	—	—
合計(a+b+c)	—	—	—	—	
執行額(百万円)	—	—	—	—	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標		基準値	実績値				目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
インターネット環境整備法に基づく基本計画のフォローアップ項目の改善		—	—	—	—	青少年インターネット環境の整備等に関する検討会を開催し、施策の進捗状況の検証を実施	基本計画の進捗状況を検証し、全てのフォローアップ項目(5項目)の改善	達成
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	基本計画の進捗状況を検証し、全てのフォローアップ項目(5項目)の改善	

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 平成26年度における施策の進捗状況について、平成27年4月に開催された「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」第28回会合において、関係省庁から施策の進捗状況が報告され、その進捗状況の結果を取りまとめ、基本計画に基づき施策を着実に推進と判断。 平成26年度「青少年のインターネットの利用環境実態調査」を平成26年11月に実施し、平成27年2月に開催された第27回検討会に速報版として報告。以上から、目標達成と判断した。
評価結果	施策の分析	【有効性、効率性】 基本計画に基づく施策事業に係る取組については、フォローアップを実施し「基本計画(第2次)に基づき施策を着実に推進」と評価されるなど、教育及び啓発活動の推進、フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等、民間団体等の支援等の全5項目にわたり着実に進展と評価されている。青少年のインターネットの利用環境実態調査により携帯電話のフィルタリング等の利用率等の基礎的データを継続的に把握して有識者による検討会に報告するとともに関係会議、各種月間や進級進学時期の一斉行動期間等利用して他省庁、地方公共団体、民間団体等の取組を促進していることなどから、有効的である。昨年に引き続き26年度においては、全国6か所で、国・地方公共団体・民間企業が連携して「青少年インターネット利用環境づくりフォーラム」の開催を行った他、関係省庁と連名で、保護者向け普及啓発リーフレットを作成・公表した。 【課題、改善点等】 近年、スマートフォンを始めとする多様なインターネット接続端末等の新たな機器・サービスが青少年に急激に浸透しており、さらに技術発展に伴う新しいサービスが多様な業種の事業者により展開されつつある。青少年のインターネット利用環境整備については、事業者の多様化等を踏まえ、より青少年とその保護者の視点に立って、環境整備の在り方について検討すべきものと認識。 有識者による青少年のインターネット環境の整備に関する検討会(平成20年9月12日内閣府特命大臣決定)において、基本計画等の見直しに向けた検討を進めているところ、平成26年度には、計6回開催。第22回(H26.4.24)、第23回(H25.5.22)、第24回(H26.6.26)、第25回(H26.10.2)、第26回(H26.12.16)、第27回(H27.2.18)。 検討会の議論において今後、取り組むべき課題として ・機器・接続環境等を問わず、フィルタリング等青少年保護に係る取組の充実強化 ・保護者・家庭への支援の充実強化と、青少年のリテラシー向上、節度ある生活習慣の定着化 ・先進的な取組等の情報共有・集約化と、PDCAサイクルを意識した推進体制の構築が挙げられたところ、これらの点を踏まえ、関係省庁や地方公共団体等に対して、 ・青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進 ・青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等 ・青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援 ・その他の施策・推進体制等 の取組についての提言を行い、報告書として取りまとめた。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 上記の検討会の指摘を踏まえ、他省庁、地方公共団体、民間団体等に対して関係会議、各種月間や進級進学時期の一斉行動期間等利用して取組を促進していくとともに、内閣府としても青少年が安全、安心にインターネットを利用できる環境を整備するという目標に向けて、「普及啓発資料の作成・公表」「青少年インターネット利用環境実態調査」及び「地方連携フォーラムの開催」等の施策を行い関係する省庁と連携を図りながら対策を推進する。 【測定指標】 青少年インターネット環境整備のためには、政府が実施すべき施策の指針として決定された青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策を着実に推進していくことが必要である。このため新たに策定される青少年インターネット環境整備基本計画(第3次:平成27年7月30日決定)に盛り込まれた施策の進捗状況を測定指標とすることとした。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者による検討会(青少年のインターネット環境整備等に関する検討会)において達成状況を年1回報告、また進捗状況等についても適宜報告を実施。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成26年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h26/net-jittai/pdf/kekka_g1.pdf 内閣府青少年のインターネット環境整備等に関する検討会提出資料 http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/kentokai/index.html#jokyo
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(青少年環境整備担当) 村田達哉	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------------	--------	---------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-49(政策13-施策③))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	少子化社会対策の総合的推進(少子化社会対策大綱)					
施策の概要	我が国は、平成17年、総人口が減少に転じる人口減少社会を迎えた。急速な少子化の進行と人口減少は、国や社会の存立基盤に関わる重大な問題であり、制度・政策・意識改革など少子化対策の効果的な再構築・実現を図ることが求められている。 このために少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱(平成22年1月29日閣議決定)等に基づき、これまで少子化社会対策を総合的に推進してきたところである。					
達成すべき目標	大綱においては、平成26年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を盛り込んでおり、今後のこの数値目標達成を目指して施策を推進していく。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	—	—
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	—	—	—	—
執行額(百万円)	—	—	—	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度もしくは直近のデータ	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度もしくは直近のデータ
大綱に盛り込まれた施策の進捗状況の検証	施策の進捗状況の検証	—	—	—	—	33項目について、大綱策定時よりも改善	施策の進捗状況の検証35項目中すべての項目において改善	未達成
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	施策の進捗状況の検証35項目中すべての項目において改善	—	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 大綱(平成22年1月29日閣議決定)で、「新生児集中治療管理室(NICU)病床数」、「不妊専門相談センター」、「平日昼間の保育サービス」などの各項目の施策に関する数値目標が定められており、これらの35項目のうち、33項目について、大綱策定時点よりも改善が見られており、相当程度進展ありと判断した。(※大綱の実施状況等については、別添参照。)

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性) 「少子化社会対策基本法に基づいた「少子化の状況及び少子化の対処施策の概況(白書)のとりまとめ」は、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況について報告を行っており、少子化社会対策基本法第7条に基づく大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認・施策を促進することができた。大綱には、5年間で進めていく少子化社会対策が個別・具体的に定められており、大綱に基づき施策を推進していくことは、総合的かつ長期的な観点から取組を進めていく上で、有効かつ効率的であると言える。</p> <p>(課題等) 「少子化社会対策の大綱に関するインターネット調査」において、「男性の家事・育児参加の意義と必要性」について、教育や情報提供が十分なされているかをみると、独身、既婚(子供なし)、既婚(末子が7歳未満)のいずれも『十分』が『不十分』を下回っており、『十分』は1割前後で、『不十分』が半数前後であった。また、独身者のうち結婚を希望する者を対象に、結婚の希望がかないやすくなると思う支援・環境について尋ねたもののうち、「自分もしくはパートナーの雇用機会や収入が安定すること」についてみたところ、『結婚の希望がかないやすくなると思う』が66.6%と2/3を占めており、『結婚の希望がかないやすくなると思わない』の7.3%よりも高くなっている。また、子供を持つことへの不安を感じている者を対象に、安心して希望どおり子供を持てるようになると思う支援・環境について尋ねたもののうち、「ご自身もしくはパートナーの勤務先の長時間勤務の削減など働き方が見直される」についてみると、『安心して希望どおり子供を持てるようになると思う』が、独身、既婚(子供なし)、既婚(末子が7歳未満)のいずれも6割前後であった。また、子育てへの不安感を感じている者を対象に、安心した子育てができるようになると思う支援・環境について尋ねたもののうち、「パートナーの協力・理解が得られる」についてみると、『安心した子育てができるようになると思う』は77.8%であった。以上のことから、男性の家事・育児参加に向けた取組が必要であること、結婚希望がかなうためには雇用機会や収入が安定すること、安心して子供を持てるようになるには勤務先の長時間労働削減など働き方が見直されること、安心した子育てのためにはパートナーの協力・理解が得られること、といったことが課題である。</p> <p>大綱で定められた各項目の施策に関する数値目標で、35項目のうち33項目については、大綱策定時より改善したところであるが、中でも、「新生児集中治療管理室(NICU)病床数」、「社会的養護の充実についての小規模グループケア」、「商店街の空き店舗の活用による子育て支援」などの項目については、大綱策定時からの改善はもとより、設定された数値目標を達成したところである。なお、「延長保育等」と「休日保育」の項目については、大綱策定時よりも現状が下回ったところであるが、待機児童の解消を目指すものとして、関係省庁においても重要であるとされており、引き続き連携して取組を進める必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 少子化社会対策を推進するに当たっては、大綱に盛り込まれた施策を着実に推進していくことが必要である。中でも重点課題となっている「子育て支援施策を一層充実」ため、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を行うこと、「若い年齢での結婚・出産の希望の実現」のため、経済的基盤の安定を図り、結婚に対する取組支援を行うこと、「多子世帯への一層の配慮」のため、子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担軽減に取り組むこと、「男女の働き方改革」のため、男性の意識・行動改革に取り組むこと、「地域の実情に即した取組強化」のため、地域の強みを活かした取組支援を行うこと、などを推進していく。 ・大綱に盛り込まれた施策の進捗状況について、引き続き確認し、施策の取組を強化していく。</p> <p>(総合評価への移行) 子ども・子育て支援の総合的推進に関する前述の目標は、内閣府を始めとする関係府省の政策が総合的に推進されることにより達成されるものであることから、子ども・子育て支援に係る各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行うため、平成26年度内閣府本府政策評価実施計画(平成26年度4月21日内閣総理大臣決定)に基づき、総合評価方式を取ることとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	平成26年度に実施した「少子化社会対策の大綱に関するインターネット調査」については、有識者からのヒアリングを行い、調査結果の分析等について、適宜有識者の知見を活用しながら行った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	少子化の状況及び少子化への対処施策の概況(白書)、「少子化社会対策の大綱に関するインターネット調査」
---------------------------	--

担当部局名	子ども・子育て本部	作成責任者名	参事官(少子化対策担当)岡 朋史	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------	--------	------------------	----------	---------

少子化社会対策大綱（平成22年1月閣議決定）の実施状況等

平成27年1月15日時点

項目	子ども・子育てビジョン 策定時点 (平成20年度) ※もしくは当時の直近のデータ	現 状 (平成25年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
新生児集中治療管理室（NICU）病床数 (出生1万人当たり)	21.2床	26.3床 (H23年)	25~30床
不妊専門相談センター	55都道府県市	62都道府県市 (H26年度)	全都道府県・指定都市・中核市
平日昼間の保育サービス (注1)			
認可保育所等	215万人 (H21年度見込み)	234万人(実績) (H26.4.1(認可保育所定員数))	241万人(注2)
(3歳未満児)	(75万人)	(86万人)(実績) (H26.4.1 (認可保育所利用児童数))	(102万人)
家庭的保育(内数)	0.3万人 (H21年度見込み)	0.7万人 (H24年度交付決定ベース)	1.9万人(注2)
延長等の保育サービス (注1)			
延長保育等	79万人 (H21年度見込み)	75万人 (H24年度)	96万人
夜間保育(内数)	77か所	85か所 (H26.4.1)	280か所
トワイライトステイ(内数)	304か所	364か所 (H25年度末)	410か所
その他の保育サービス (注1)			
休日保育	7万人 (H21年度見込み)	3.3万人 (H25年度交付決定ベース)	12万人
病児・病後児保育	延べ31万人	延べ52万人 (H25年度交付決定ベース)	延べ200万人 ※体調不良児対応型は、すべての保育所において取組を推進
認定こども園	358か所 (H21.4)	1,359箇所 (H26.4.1)	2,000か所以上 (H24年度) (注3)
放課後子どもプラン			「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の 小学校区で実施されるよう促す (H24年度)
放課後児童クラブ(注1)	81万人 (H21.5)	93.6万人 (H26.5現在)	111万人(注4)
放課後子ども教室	8,719か所 (H21.4)	11,991箇所 (H26.12)	「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の 小学校区で実施されるよう促す (H24年度)

(注1) 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れた数値目標である。

(注2) 平成29年度に44%に達する3歳未満児に関する潜在的な保育需要を満たすため、女性の就業率の上昇を勘案し、平成26年度までに35%の保育サービス提供割合(3歳未満)を目指し、潜在需要も含めた待機児童解消を図るものである。

(注3) 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れる必要がある。

(注4) 平成29年度に40%(小学1~3年サービス提供割合)に達する潜在需要に対し、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指すものである。

少子化社会対策大綱（平成22年1月閣議決定）の実施状況等

平成27年1月15日時点

項目	子ども・子育てビジョン 策定時点 (平成20年度) ※もしくは当時の直近)のデータ	現 状 (平成25年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
常時診療体制が確保されている 小児救急医療圏数	342 (※全国の小児救急医療圏364 (H20.9.1現在))	352 (H25.4.1)	全小児救急医療圏 (※全国の小児救急医療圏358 (H25.4.1現在))
ひとり親家庭への支援			
自立支援教育訓練給付金事業	88.7%	93.3% (H25年度)	全都道府県・市・福祉事務所 設置町村
高等技能訓練促進費等事業 ※H26年度から「高等職業訓練促進給付金等事業」	74.3%	92.8% (H25年度)	全都道府県・市・福祉事務所 設置町村
社会的養護の充実			
里親の拡充			
里親等委託率	10.4%	15.6% (H25年度末)	16%
専門里親登録者数	495世帯	652世帯 (H25年度末)	800世帯
養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	5,805世帯 (H21.10)	7,489世帯 (H25年度末)	8,000世帯
小規模住居型児童養育事業（ファミリー ホーム）	—	223か所 (H25年度末)	140か所
児童養護施設	567か所	596か所 (H25年度末)	610か所
小規模グループケア	446か所	943か所 (H25.10)	800か所
地域小規模児童養護施設	171か所	269か所 (H25.10)	300か所
児童自立生活援助事業（自立援助ホー ム）	54か所	113か所 (H25.10)	160か所
ショートステイ事業	613か所	678か所 (H25年度末)	870か所
児童家庭支援センター	71か所	98か所 (H25.10)	120か所
情緒障害児短期治療施設	32か所	38か所 (H25年度末)	47か所
子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童 対策地域協議会）の調整機関に専門職員を 配置している市町村の割合	58.3% (H21.4)	69.2% (H24.4.1)	80%（市はすべて配置）
個別対応できる児童相談所一時保護所の 環境改善	35か所 (H21.4)	53か所 (H26.4.1)	全都道府県・指定都市・児童相談所設置市

少子化社会対策大綱（平成22年1月閣議決定）の実施状況等

平成27年1月15日時点

項 目	子ども・子育てビジョン 策定時点 (平成20年度) ※もしくは当時の直近)のデータ	現 状 (平成25年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
乳児家庭全戸訪問事業	1,512市町村 (H21.7)	1,639市町村 (H24.7.1)	全市町村
養育支援訪問事業	996市町村 (H21.7)	1,172市町村 (H24.7.1)	全市町村での実施を目指す
地域子育て支援拠点	7,100か所 (H21年度見込み) (市町村単独分含む)	8,201か所 H25年度実施状況 (市町村単独分含む) (市町村単独分はH24年度実績)	10,000か所
ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	738市町村 (H25年度交付決定ベース)	950市町村
一時預かり事業(注1)	延べ348万日	延べ406万日 (H25年度交付決定ベース)	延べ3,952万日
商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	110か所 (H27.1.15)	100か所
小学校就学の始期までの勤務時間短縮等 措置の普及率	25.3%	33.9% (H25年度)	33.3%
次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	652企業	2,031企業 (H26.12末現在)	2,000企業
ポジティブ・アクション取組企業の割合	20.7% (H18年度)	20.8% (H25年度)	40%超
学校教育関係			
大学等奨学金事業の充実			
基準適格申請者に対する採用率	92.4%	100% (H25.3末現在)	基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力

(注1) 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れた数値目標である。

□現状には、補助金等の交付決定ベース等の「市町村」や「か所数」等を含むため、今後、変動があり得る。

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-50(政策13-施策④))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	少子化社会対策、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等					
施策の概要	<p>少子化社会対策に関する施策について、必要な調査研究を実施し、情報の収集、分析を行い、その結果をホームページ等での提供を行う。また、啓発活動や研修を実施することにより、人材の養成及び資質の向上を図ること等により国民の理解促進を図る。また、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う地方公共団体を支援する。</p> <p>なお、子ども・若者育成支援に関する部分については、平成26年度から総合評価方式により実施することとしているため、本実績評価の対象外となるものである。</p>					
達成すべき目標	少子化社会対策に関する施策について、社会全体で子どもと子育てを支援することの重要性について国民の理解を促すとともに、学校、家庭、地域等が連携協力して取り組む社会の実現。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	68	50	60	97
		補正予算(b)	—	3,008	3,008	—
		繰越し等(c)	—	△ 3,008	0(※)	
		合計(a+b+c)	68	50	3,068	
執行額(百万円)	28	37	1,978			
			(※)前年度からの繰越額 3,008と翌年度への繰越額 3,008が相殺されている。			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	①子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	未達成
		69.2%	69.2%	71.4%	67.2%	63.1%	64.2%	90%	
	年度ごとの目標値		85%以上	75%	対前年度比増	対前年度比増	75%		
	②調査研究結果の有用性、活用状況の検証(ホームページのアクセス数)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
27,040件		—	—	—	27,040件	17,933件	前年度以上		
年度ごとの目標値		—	—	—	前年度以上	前年度以上			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	<p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合は、目標値を下回った(前回調査63.1%)。年代別にみると30代、60代及び70代の関心は高かったが、20代、40代及び50代は60%前後の割合であった。 ・調査研究結果については、少子化社会対策白書等への掲載、有識者会議における検討材料等に活用され、施策の推進に資することとなったところではあるものの、ホームページのアクセス数自体は目標には届かなかった。 ・測定指標①、②で目標が達成されていないことから、進展が大きくないと判断した。

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成手段「少子化社会対策推進経費」においては、今後の施策立案に寄与することを目的として、「結婚・家族形成に関する意識調査」を実施した。この調査では、20代から30代の未婚者・既婚者の結婚、妊娠・出産、子育てについての意識の調査・分析を行い、その結果は、平成27年の少子化の状況及び少子化への対処施策の概況(白書)に掲載されるなど活用されている。また、調査結果を広く公表することにより、国民意識の醸成を図るものである。 ・広報啓発事業については、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図るため、「家族の日」「家族の週間」の実施に取り組んだ。具体的には、平成26年11月16日の家族の日に内閣府・神奈川県・横浜市の主催により「家族の日」フォーラムを開催し、延べ700人程度の参加があった。また、子育てを支える家族や地域の大切さに関する「写真」及び「手紙・メール」を公募し、優秀な作品を表彰する「作品コンクール」を実施し、その表彰式を「家族の日」フォーラムにおいて行った。このほか、地方公共団体等にも連携・協力を呼びかけ、この週間に合わせて、各都道府県において、親子で楽しめる行事などが実施された。本達成手段は、社会全体で子どもと子育てを支援することの重要性について国民の理解を促し、それに取り組む社会を実現する上で、有効的に寄与したものと考えられる。 ・達成手段「地域少子化対策強化事業」については、我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した切れ目ない支援を行うことを目的に、結婚支援のための情報提供や子育て支援などの訪問相談など地域の実情に応じた先駆的な取組を行う地方公共団体に対する支援を行った。本達成手段は、地域における少子化対策を推進に寄与するものであり、有効的であると考えられる。 <p>(課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化社会対策に係る大綱に基づき、社会全体で子育てを支援することの重要性についての理解促進を図ってきているが、子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合75%を目標としていたが、平成26年度は64.2%と前年度(平成25年度)(63.1%)をわずかに上回ったものの、目標値を下回ってしまった。年代別では、20代で1.4ポイント、40代で2.2ポイントそれぞれ前年より下がったが、前年6.1ポイント下がった30代で、今年は2.4ポイント上がるなど、子育て中の世代の関心割合がわずかながら上がっている結果であった。次年度においては、関心割合が前年度よりも下がっている20代及び40代をターゲットにして、特に関心を高めていくことが課題である。 ・また、調査研究結果の更なる活用がされることが課題である。 ・地域少子化対策強化事業について、平成27年度行政事業レビュー公開プロセスの論点を踏まえ、定量的な成果目標を設定し、地域の特性に合った少子化対策を図っていくことが課題である。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援に関する広報啓発により、国民の更なる理解の促進を図り、実施する調査については、結果の分析を行い、広く情報提供を行うとともに、今後の施策推進のために活用が図られるようにする。 ・理解促進事業について、開催場所・団体等との連携強化・マスコミ報道等、効果のより大きい事業内容に改善し、前年度よりも関心割合の下がった20代及び40代に対して特に関心が高まるよう工夫する。また、有効な情報提供手段であるホームページにより、引き続き積極的な情報発信を行うとともに、内容全体についても適宜必要な改善を行い、アクセス件数の増加を図る。 ・また、国民の意識・要望等を把握するための調査研究は重要であることから、引き続き実施することとし、ホームページやマスコミへの情報提供をより効果的に行い、広く一般に周知を図っていくこととする。具体的には、平成27年度においては20代から40代の男女の結婚、妊娠・出産、育児、社会的支援、生活に係る意識等の国際比較を行うための「少子化社会に関する国際意識調査」を行い、その調査結果の公表により、施策に関し、少子化問題について理解と認識を深め、国民意識の醸成を図っていくこととする。 <p>(総合評価への移行)</p> <p>子ども・子育て支援の総合的推進に関する前述の目標は、内閣府を始めとする関係府省の政策が総合的に推進されることにより達成されるものであることから、子ども・子育て支援に係る各種施策が総体としての程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行うため、平成26年度内閣府本府政策評価実施計画(平成26年度4月21日内閣総理大臣決定)に基づき、総合評価方式を取ることとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合」: インターネットによる共生社会に関する意識調査(H27.3調査: 全国15歳以上の男女、割付は全国の性別、年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	--

担当部局名	子ども・子育て本部	作成責任者名	参事官(少子化対策担当)岡 朋史	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------	--------	------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-59(政策13-施策⑬))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等					
施策の概要	第9次交通安全基本計画及び平成26年度内閣府交通安全業務計画に基づき、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。					
達成すべき目標	内閣府で実施する各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	154	143	126	116
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	154	143	126	-
執行額(百万円)	108	106	110	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		-	-	-	-	40.3%	41.2%	95.0%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	90%	95%	-	
	自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		90.0%	-	91.0%	88.7%	80.2%	81.1%	98.0%	
		年度ごとの目標値	-	90%	90%	95%	98%	-	
	調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		18年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
活用状況等を確認		-	-	-	関係自治体等への調査結果の成果物の還元	活用状況等を確認	活用状況等を確認		
年度ごとの目標		-	-	-	活用状況等を確認	活用状況等を確認	-		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	<p>広報啓発事業については、「インターネットによる共生社会に関する意識調査結果(報告書)」(H27. 3月:内閣府)によると、測定指標「春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合」に関する質問については41.2%と昨年度より若干増加したものの、26年度の目標値は達成できず、また「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合」についても81.1%と昨年度より若干増加し高い数値を示したものの、測定指標における当年度目標値(98%)を達成することができなかったため、進展が大きくないと判断した。</p> <p>調査研究事業については、今後の道路交通安全に関する基本政策について検討するとともに、道路交通事故に係る長期予測等を実施し、次期交通安全基本計画の策定に資する調査報告書を取りまとめた。</p> <p>また、高齢者の交通安全確保に関する地方自治体等の施策の実態調査については、各自治体における高齢者の交通安全施策に関する実態調査並びにその傾向の分析及び優良事例の選別を行い、各地方自治体へ還元した。</p> <p>次期計画の策定に資する報告書のとりまとめや、地方自治体等におき高齢者交通安全対策を推進する上でインセンティブ効果を与えたことから、目標を達成したと判断した。</p> <p>以上、広報啓発事業と調査研究事業について総合的に判断し、進展が大きくないと判断した。</p>

施策の分析

○広報啓発事業

(有効性、効率性)

平成26年度の交通安全対策関係予算で春・秋の全国交通安全運動に関する啓発活動を実施したほか、第9次交通安全基本計画では、最も効果的な施策を地域が主体となって実施すべきであること、地域コミュニティ間の連携を強化し、住民が積極的に参加・協働していくことが有効であること、地域の実情に即した自主的な活動を促進するためには、地域における民間指導者の人材育成が重要な課題であることが示されていることから、地域自らが企画・立案し、実施する、いわゆる決定プロセスを構築するための仕組みづくりの支援や、本事業に携わった交通ボランティア等の育成を行うことにより、地域の自主的な活動を促進させることを目的とする地域提案型交通安全支援事業を平成25年度から推進している。

平成26年度については、岩手県大船渡市、新潟市、熊本県宇土市において参加・体験・実践型交通ボランティア養成事業を実施、また、今後も大きな課題となる高齢者対策については、広島市、鹿児島県枕崎市において高齢者安全運転推進協力者養成事業を実施し、施策目標に対し有効的であったと考える。

また、内閣府が実施している地域の交通安全リーダーを養成する事業(高齢者安全運転推進協力者養成事業、参加・体験・実践型交通ボランティア養成事業等)についても、これらに参加した者を対象とした意識調査結果によれば、有益な事業内容である等の意見も多く、これらの事業が他に浸透していけば、地域の交通安全意識の向上に一定の寄与をしていくものと考えられ、ひいては国民全体の交通安全意識が高まっていくものと考えられる。

(課題等)

上記の意識調査結果によると、広報啓発事業に係る2つの測定指標における当年度目標値(95%以上)について、いずれも前年度より若干高い数値となったものの、達成することはできなかった。

一方で、交通事故死者数や負傷者数についてそれぞれ前年比で減少(▲260人、▲70,120人)していることから、本事業が、国の行政機関、地方自治体及び民間団体等がそれぞれ実施している交通安全対策とあまって、交通事故死者数の減少傾向に寄与しているものと考えられ、内閣府の広報啓発事業を通じて、交通安全に関する意識を一層高め、「春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合」や「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合」をいかに増加させていくかが課題である。

○調査研究事業

(有効性、効率性)

道路交通安全に関する基本政策等に係る調査については、次期交通安全基本計画の検討に資するため、今後の道路交通安全に関する基本政策について検討するとともに、道路交通事故に係る長期予測を併せて行うことを目的として実施しており、現在策定中の次期交通安全基本計画の検討資料の一つとしても有効活用されている。

また、高齢者の交通安全確保に関する地方自治体等の施策の実態調査については、少子高齢化が進む中で交通事故死者数の構成率の50%以上が高齢者となっており、各自治体の取組を後押しするためにも、各自治体における高齢者の交通安全施策に関する実態把握並びにその傾向の分析及び優良事例の選別を行い、情報共有することにより、高齢者の交通安全対策の促進を図ることを目的としており、本調査結果について地方自治体等に成果物を還元するとともに内閣府ホームページに掲載したところ、多くの自治体で高齢者の交通安全施策の参考とされており、報告書の事例を参考に新たに高齢者の交通安全施策の実施を検討している自治体もあるなど、高齢者対策についての問題意識の向上が図られたと考えられ、本調査は有効であったと考えられる。

(課題等)

調査研究事業のうち、道路交通安全に関する基本政策等に係る調査については、第10次交通安全基本計画策定以外にも調査内容を活用していただけるよう、ホームページの掲載方法について工夫して行く必要がある。

また、交通対策基礎調査の高齢者の交通対策確保に関する地方自治体等の施策の実態調査についても、地方自治体等における高齢者の交通安全対策を推進するインセンティブ効果を一層強化するため、調査内容の改善等を検討する必要がある。

次期目標等への 反映の方向性	<p>○広報啓発事業</p> <p>【施策】 第9次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を、引き続き強力に推進していくことにより、目標の達成に努める。 春・秋の全国交通安全運動については、上記調査結果において目標値を達成しない割合である事実をも引用して地方公共団体に周知しつつ、春・秋の全国交通安全運動の一層の周知への協力依頼を行う。また、高齢者対策を重点として、地方公共団体の提案により、当該地域において必要な交通安全に資する事業の推進を支援する地域提案型交通安全支援事業を実施するなど、各地域の交通安全リーダー等への啓発に取り組む。</p> <p>【測定指標】 広報啓発事業に係る2つの測定指標の目標値について、実績と目標値がかけ離れている現状を踏まえて検討し、適切な目標値を設定していく。</p> <p>○調査研究事業</p> <p>【施策】 調査研究は交通安全対策に資するだけでなく、交通事故の発生状況や関連施策の今後の方向性、国民の注目度に沿ったものとなるよう留意しており、今後もその方針から逸れない調査内容を設定していく。 また、有用性・活用状況についても、費用対効果や地方自治体の交通安全対策を促す観点から、必要に応じて検証していく。</p> <p>【測定指標】 交通安全基本計画の策定に向けた検討状況や、設定した調査研究内容が他機関等に与えた影響等を検証することにより、有用性・活用性を高めていくとともに、必要に応じて地域などでの活用状況を検証し、次期調査研究課題の設定に寄与させる。</p>
-------------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>『交通安全対策に関する調査研究』 http://www8.cao.go.jp/koutu/chou-ken/index-c.html</p>
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (交通安全対策担当) 福田 由貴	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------------	--------	----------------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-68(政策14-施策①))

政策名	栄典事務の適切な遂行					
施策名	栄典事務の適切な遂行					
施策の概要	栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものであり、これに関連する審査、伝達等の事務を行う。					
達成すべき目標	適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた総数の発令に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,554	2,579	2,685	2,726
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
	合計(a+b+c)	2,554	2,579	2,685		
執行額(百万円)	2,546	2,573	2,682			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第183回国会・衆・参・内閣委員会 官房長官所信表明					

測定指標	春秋叙勲の発令数	基準値	実績値					目標値	達成
		15年秋	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	4,019名	4,064名	4,110名	4,099名	4,104名	春秋ごと概ね4,000名	
			4,173名	4,079名	3,940名	4,193名	4,028名		
		年度ごとの目標値	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)		
	危険業務従事者叙勲の発令数	基準値	実績値					目標値	達成
		15年秋	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		毎回の発令ごとに概ね3,600名(年2回)	3,623名	3,609名	3,634名	3,645名	3,629名	毎回の発令ごとに概ね3,600名(年2回)	
			3,622名	3,624名	3,633名	3,615名	3,602名		
		年度ごとの目標値	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名		
	春秋褒章の発令数	基準値	実績値					目標値	達成
		15年秋	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	697名	728名	694名	736名	707名	春秋ごと概ね800名	
			735名	720名	736名	795名	755名		
		年度ごとの目標値	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)		
	発令日	基準値	実績値					目標値	達成
		15年秋	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		春:4月29日 秋:11月3日	4月29日	4月29日	4月29日	4月29日	4月29日	春:4月29日 秋:11月3日	
			11月3日	11月3日	11月3日	11月3日	11月3日		
		年度ごとの目標値	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日		
「一般推薦制度」(注)に係るホームページへのアクセス数	基準値	実績値					目標値	達成	
	直近3か年平均	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	44,792件	51,565件	30,838件	50,410件	53,128件	50,998件	直近3か年平均10%増		
	年度ごとの目標値	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	直近3か年平均10%増		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>栄典制度の意義について、広く国民に理解をいただき、また、国民に親しみやすいものとして一層定着するよう、主要な測定指標を設定。 春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び春秋褒章の受章者の発令総数について、26年度においては、春秋叙勲及び危険業務従事者叙勲については目標を達成した。 また、春秋褒章の発令数については、「概ね800名」とされているところ、近年の減少傾向の中、平成26年においては平均が731名とおおよそ目標を達成した。 「一般推薦制度」に係る内閣府ホームページへのアクセス数については、広報展開に内閣府ホームページのトップページにおける告知やインターネットサイトテキスト広告などの手法により周知に努めたことで、直近3か年平均の10%以上増を達成(+13.9%)した。 したがって、「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性) 各府省に対して幅広い分野からの候補者の選考及び推薦の対応を促し協力を求めるなど、栄典制度の適正な運用に最大限努めたことにより、春秋叙勲、危険業務従事者叙勲については目標を達成し、春秋褒章については、おおよそ目標を達成した。 「一般推薦制度」については、多様な広報展開に努めたことにより、アクセス数から見て、国民の関心が一定程度高まった。 (課題等) 課題としては、「一般推薦制度」へのホームページアクセス数について、アクセス数が頭打ちにならないよう、引き続き多様な広報展開等の対応が必要と考えられる。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び春秋褒章の受章者数の発令に引き続き努める。 特に春秋褒章については、平成15年の栄典制度改革以降、年齢にかかわらず優れた行いを顕彰することとされており、また、国民の関心も高いことから、各府省に対して幅広い分野からの候補者の選考及び推薦の対応を更に促し、協力を求めることにより、発令数の充実を図っていく。 「一般推薦制度」については、制度の運用開始から10年以上が経過したところであるが、今後、更に多くの国民に本制度を周知するため、政府広報の一層の活用や各都道府県に対する広報の協力要請など、様々な機会を捉えて本制度の広報活動の強化に努めながら、国民の本制度への理解を醸成するとともに、制度の一層の充実を図っていく。</p> <p>【測定指標】 春秋叙勲の発令数、危険業務従事者叙勲の発令数、春秋褒章の発令数、発令日及び「一般推薦制度」へのホームページアクセス数については、引き続き測定指標として設定し、目標の充実を図っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>栄典の授与に当たっては、広く国民の意見を反映させ、もって栄典制度が公正に運用されるよう努める必要がある。このため、内閣総理大臣は、栄典制度に係る基本的事項について、毎年春と秋に各界の有識者の意見を聴き、栄典行政にその意向を反映させることとしている。 平成26年5月及び11月に実施した栄典に関する有識者からの意見聴取において、有識者からは、①「一般推薦制度」の受章者の増加、②女性受章者の増加、③外国人叙勲候補者の発掘、④中小企業経営者の推薦プロセスの検討、など引き続き適切な運用に努めるべきとの意見があった。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>(注)「一般推薦制度」…平成15年から運用を開始した本制度の意義は人目に付きにくい分野において真に功労のある者や多数の分野で活躍し総合的に評価すれば国家又は公共に対する功労の大きな者など、これまで各府省において候補者として把握が困難であった者等が受章者となっており、栄典制度において重要な役割を果たしている。</p>
---------------------------	---

担当部局名	賞勲局	作成責任者名	総務課長 渡邊 清	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----	--------	--------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-70(政策15-施策②))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携					
施策の概要	男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議、フォーラム等の開催、地方における人材育成のための研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。					
達成すべき目標	地方公共団体・民間団体、国民の各界各層が連携して、地域における意識啓発や人材育成を進めるほか、地域の各主体の連携・協働による地域の課題解決を促す。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	90	75	81	50
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	90	75	81	
執行額(百万円)	66	61	55			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において、『男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。その目指すべきは①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会である。』としている。					

測定指標	「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」におけるアンケートの肯定的な評価の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		70%	83%	85%	88%	86%	87%	前年度以上	
	年度ごとの目標値		-	-	-	80%	前年度以上		
	「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」における参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		-	77%	76%	69%	72%	86%	80%	
	年度ごとの目標		-	-	80%	80%	80%		
	「男女共同参画に関する基礎研修」、「男女共同参画苦情処理研修」における出席者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		-	-	-	-	-	63% (基礎研修) 100% (苦情処理)	100%	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	100%		
	「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的な評価の割合及び新規共催団体数	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		89% 5団体	89% 5団体	72% 3団体	85% 5団体	73% 6団体	79% 6団体	85%以上 3団体	
年度ごとの目標		-	80% 1団体	80% 1団体	80% 1団体	85%以上 3団体			
女性委員のいない都道府県防災会議の数	基準値	実績値					目標値	達成	
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	
	13	-	-	7	0	0	0		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」、「男女共同参画に関する基礎研修」以外の項目については目標を達成している。また、「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」についても、新規共催団体数は目標を上回っている。アンケートの肯定的な評価の割合は目標未達成なもの、昨年度から向上が見られ、一定の進展があったと考えられる。「男女共同参画に関する基礎研修」に関しては、平成26年度より設定した測定指標であるため、今回の結果を踏まえて次期目標達成に向かって努めていく。

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性) 「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」において、平成26年度より測定指標を従来の「肯定的な評価の割合」から、「出席者の割合」に変更し、より出席者数が増加するように従来声かけをしていなかった、政令市以外の市町村にも参加を呼び掛けたり、プログラムとして地域における取組事例をテーマとして取り上げるなど工夫した。その結果、48人から65人に出席者数が増え、地方公共団体の連携という部分や意識啓発という部分においてより効果的になった。</p> <p>(課題等) 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議において、大臣の講演を聞きたいというアンケートの声を反映し、大臣に講演を依頼したり、パネルディスカッションのテーマに話題性のある「イクメン」を取り入れるなどの改善を行い、より目標に近づく事業実施運営に努め、また、研修においても同様にプログラムの見直し等を行い効果的な実施に努めた。 基礎研修においては、平成26年度より測定指標を変更し、出席者の割合を指標としたが、研修の対象者が地方自治体の職員であることもあり、地方議会や人事異動の日程による影響を受けて、目標達成にいたらなかった。 国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業については、引き続き複数団体による共催を応募要件に設定し、新規共催団体の参画を促進した。アンケートの肯定的評価は昨年度から向上したものの、事業ごとにアンケート回収率に差があり、評価がぶれる傾向にある。なお、プログラムにグループディスカッションやワークショップ等の主催者と参加者の双方向のやりとりを含む事業は、肯定的評価が向上する傾向にある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 地域における男女共同参画促進のための地方公共団体・民間団体等の取組支援及び連携推進研修等においては、平成26年度より測定指標を変更し、出席者の割合を指標としたが、地方議会や人事異動の日程による影響を受けて出席者数が下がってしまうことがわかったため、開催時期を人事異動発表後に設定するであったり、地方議会の開催日と被らないように設定するといった工夫を行い、引き続き目標の達成を目指す。 国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業については、結果検証により得られた知見を踏まえ、一般国民の参加しやすさ及び事業実施結果検証手段としてのアンケート回収を行いやすい実施形態に留意しつつ、複数の共催団体との連携、共催団体同士の連携協力・取組実践を通じ、男女共同参画に対する理解増進を図る。また、グループディスカッション等、主催者と参加者の双方向のやりとりをより多く取り入れることで、肯定的評価の向上を図る。</p> <p>【測定指標】 測定指標については同様の指標、目標値とし、引き続き目標の達成を目指す。 今後も、これらの事業を通じて、地方公共団体・民間団体等における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう、不断の見直しを行っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「フォーラム」については、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」(平成26年6月27日、東京)における参加者アンケート(参加者800名に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち335名より回答(回答率41.9%)) ・「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」(平成27年2月12日～13日、埼玉)は、参加推薦依頼に対する出席者数の割合が推薦枠数に対して100%となることを目標として設定。(平成26年3月変更) ・男女共同参画に関する「基礎研修」及び「苦情処理研修」(平成26年5月29日～30日、東京)は、参加推薦依頼に対する出席者数の割合が推薦枠数に対して100%となることを目標として設定。(平成26年3月変更) ・「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」(平成26年10月18日～平成27年2月11日の間に行われた計8事業)における参加者アンケート(8事業の参加者のべ1,361名に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち797名より回答(回答率58.6%)) ・「女性委員のいない都道府県防災会議の数」については、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成26年度)」から引用
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 池永 肇恵	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	---------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-72(政策15-施策④))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	女性に対する暴力の根絶に向けた取組					
施策の概要	配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。					
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権や女性に対する暴力の根絶を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	75	61	122	161
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	75	61	122	-
執行額(百万円)	55	52	89	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	未達成
		21か所	-	-	49か所	65か所	74か所	100か所	
	年度ごとの目標値	-	-	53か所	69か所	84か所	-	-	
	②「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修」の募集定員に対する参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		82%	-	-	82%	41%	93%	70%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	70%	-	
	③「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修」におけるアンケートの肯定的な割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		62%	-	-	62%	90%	100%	92%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	92%	-	
	④「性犯罪被害者支援体制整備促進事業」研修の募集定員に対する参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
87%		-	-	87%	110%	87%	90%		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	90%	-		
⑤「性犯罪被害者支援体制促進事業」研修におけるアンケートの肯定的な割合	基準値	実績値					目標値	達成	
	24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	86%	-	-	86%	88.5%	98.8%	90%		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	90%	-		
⑥「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(相談員向け)」の募集定員に対する参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成	
	24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	90%	-	-	90%	86%	88%	88%		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	88%	-		
⑦「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(相談員向け)」におけるアンケートの肯定的な割合	基準値	実績値					目標値	達成	
	24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成	
	93.8%	-	-	93.8%	95.1%	88%	90%		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	90%	-		

	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権尊重や女性に対する暴力の根絶を推進するために、暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会風土の醸成や暴力被害者に対する支援の取組は重要なものである。したがって、①～⑦のいずれの測定指標も主要なものとする。</p> <p>測定指標②、③、⑤、⑥については目標を達成することができた。</p> <p>測定指標①④⑦に関しては目標に対して未達成になったものの、達成率は概ね目標に近い数字であり、今後相当な期間を要せずに目標達成可能であると判断した。</p> <p>したがって、7つの指標のうち4つについて目標が達成できたこと、他3つの指標については今後相当な期間を要せずに目標達成可能であることから、相当程度進展ありと判断した。</p>
評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>支援センターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣や既に設置した地方公共団体の先進的な事例及び好事例を収集し報告書を取りまとめ配布することは、市町村における支援センターの設置促進に効果的であると考え。平成21年度の設置数が21か所であったものが、5年間で53か所も増加しており、今年度の達成率も88%という概ね目標に近い実績である。</p> <p>若年層が将来において、女性に対する暴力の加害者、被害者となることを防止する観点からの予防啓発として、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ行政機関や教育機関の職員等に対する研修を実施することで、若年層への予防啓発の重要性に対する認識の向上となり、本研修参加後に予防啓発活動の実施につながっている例もあることから啓発活動の普及に寄与するものであり、予防啓発の促進に有効的である。</p> <p>性犯罪被害者が安心して相談することができる体制を整備するために、性犯罪被害者支援を担当する地方公共団体の行政職員に支援のために必要な体制整備に係る知識を学ぶ研修、実際に支援を行う支援員に支援に必要な技術を習得するための研修を実施した。昨年度は定員120人に対して参加者132人と大幅に上回ったことを受けて、今年度は実施回数を3回、定員を180人と多めに設定し参加者数は157人と大幅に増えている。行政職員、支援員それぞれに必要な内容の講義等を行うことで、また相談体制が整備されていない地方公共団体への整備の促進や、配偶者暴力被害者支援に比べ性犯罪被害者の支援に係る、専門的な知識が十分ではない支援員等の質の向上に寄与している。</p> <p>官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップを今年度は3回実施し、193人が参加した。これは地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、被害者支援への質の向上、関係機関との連携強化につながっている。</p> <p>測定指標に関する施策のほかに「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間を定め、ポスター・リーフレットを作成し、地方公共団体や関係機関に配布することや、地下鉄駅構内へのポスター掲示を行うことで、広く国民一般への周知を行った。運動の初日には、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京タワーをライトアップし、暴力根絶の呼びかけ等を行っているが、地方公共団体においてもライトアップ等の運動の取組を行うように積極的に促すことにより、ライトアップを実施する自治体も増えた。このように、関係機関と協力し、広報啓発活動を行うことは、国民に女性に対する暴力根絶を訴える有効な機会であった。</p> <p>(課題等)</p> <p>支援センターの設置に関しては、地方公共団体において、それぞれの状況を踏まえつつ、設置されるものであるが、設置のための参考となる報告書の見直しなど設置促進のための取組について今後の取組を改めて検討することが必要である。</p> <p>性犯罪被害者に関する研修についての周知期間が少し短かったことが、参加者数に影響したと考えられ、測定指標の実績で目標達成できなかった。</p> <p>ワークショップの講義について、様々なテーマをとりあげ時宜を得たものとなるようにした反面、それぞれの講義の時間が短く、物足りなさを感じた参加者もいたため、測定指標の実績で目標達成できなかったと考える。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>女性に対する暴力根絶の広報啓発活動において、国民により認識してもらえ活動を実施し、研修事業の内容の充実、支援体制の強化や支援センターの設置促進を図ることにより、引き続き、女性の人権尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発、被害者支援の取組の充実等、女性に対する暴力の根絶を推進する。</p> <p>目標達成できなかった測定指標の①について、地方公共団体の職員が集まる機会等を通じて、支援センターの設置を直接呼びかけたり、センター設置を検討している市町村には、アドバイザーを派遣するなど、設置促進のための取組を行い、目標の達成を目指す。また、測定指標①については、第22回内閣府政策評価有識者懇談会(平成27年3月30日)で相談内容や暴力から脱出できた人を指標にすべきとの指摘もあったが、相談内容は多岐にわたるものであり、被害者にとってどのような支援が成功と言えるかどうかは場合によって違うものであり、指標として設定することが困難であるとする。相談窓口がなければ、被害者を支援することができないため、国民にとって身近な市町村の相談窓口の設置を促し、相談窓口の測定指標とし、また相談窓口の機能の向上や被害者にとって相談対応が充実したものとなるように、相談員等の研修等の事業を行い、その結果を他の測定指標として設定しているものである。</p> <p>測定指標④について、今年度は余裕をもった募集期間とし、多くの関係者に知れ渡り参加してもらえようとし、目標の達成を目指す。</p> <p>測定指標⑦について、研修のアンケート結果を分析し、来年度に同様の指摘とならないようにテーマ数を調整し、講義の時間を工夫するなど、研修の内容充実を図り、目標の達成を目指す。</p> <p>【測定指標】</p> <p>測定指標については目標値を引き上げ、引き続き達成を目指していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	配偶者暴力相談支援センター一覧: http://www.gender.go.jp/e-vaw/soudankikan/01.html 各研修におけるアンケート
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 水本 圭祐	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	-------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-73(政策15-施策⑤))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進				
施策名	女性の参画の拡大に向けた取組				
施策の概要	男女共同参画社会の形成に当たっては、女性の政策・方針決定過程への参画が促進されることが重要である。女性の参画拡大に向け、企業の女性の活躍促進状況の情報開示に向けた取組や地域における女性の活躍促進策の取組の推進、女性の参画状況についての調査・情報提供に係る施策を行う。				
達成すべき目標	女性の参画の拡大に向けた取組を進めることにより、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」(平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定)という目標の達成を目指す。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	15	34	48	42
	補正予算(b)	-	-	125	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
合計(a+b+c)	15	34	173		
執行額(百万円)	10	34	139		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日) 「女性を積極的に登用します。二〇二〇年には、あらゆる分野で指導的地位の三割以上が女性となる社会を目指します。そのための情報公開を進めてまいります。まず隗より始めよ。国家公務員の採用は、再来年度から、全体で三割以上を女性にいたします。」				

測定指標	社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合 ①国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		15年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度末	達成
		1.5	2.5	2.6	2.7	3.0	3.3	30%程度	
		年度ごとの目標値	5%程度	-	-	-	前年度増		
		基準値	実績値					目標値	
	社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合 ②国の審議会等委員に占める女性の割合	15年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	達成
		26.8	33.8	33.2	32.9	34.2	35.4	40%以上 60%以下	
		年度ごとの目標値	30.0	-	-	-	前年度増		
		基準値	実績値					目標値	
		社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合 ③民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	15年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度
	4.1		6.2	7.2	6.9	7.5	8.3	30%程度	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	前年度増		
基準値	実績値					目標値	達成		
「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示割合	25年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	未達成
	17.6% (9月末時点)	-	-	-	17.6% (9月末時点)	20.1% (9月末時点)	50%		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	40.0			
	基準値	実績値					目標値	達成	

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>社会のあらゆる分野における指導的地位に占める女性の割合の代表的な指標である①国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合、②国の審議会等委員に占める女性の割合、③民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合のいずれも前年度と比べ数値が改善。とりわけ③民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合は、前年の伸びを上回る0.8ポイントの改善となった。また、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示割合は、目標には届かなかったものの、平成25年度:17.6%から平成26年度:20.1%に改善している。</p> <p>4つの測定指標のうち、すべての指標で前年度と比べ改善がみられ、かつ、3つの指標が目標を達成したため、相当程度進展ありと判断した。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>(有効性、効率性)</p> <p>測定指標に掲げられている指標に代表される「指導的地位」に占める女性の参画拡大を実現するため、26年度においては下記の施策を実施した。</p> <p>① 女性の活躍促進に向けた「見える化」推進事業</p> <p>民間企業における女性の登用を促進するためにはまずは女性の活躍状況の可視化を促進することが重要であるとの認識から、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示促進を行った。その結果、17.6%(25年度)から20.1%(26年度)に改善した。</p> <p>② 女性活躍促進に向けた取組に必要な経費</p> <p>企業等における女性の登用や創業等に向けた地域ぐるみの取組に対し、地域女性活躍加速化交付金を交付した。幅広い連携体制の構築を促すことにつながり、関係機関が連携して事業を実施することで、効率的かつ有効な取組となったと考えられる。</p> <p>また、女性の活躍に向けた先進的な取組を試行的に実践し、他地域への横展開を図る地域における女性活躍推進モデル事業を実施した。事業成果をホームページや局広報誌等に掲載し、説明会等で周知するなど、広く共有を図り、効果的な取組となったと考えられる。</p> <p>上記事業を実施しつつ、「女性の政策・方針決定過程参画状況調べ」及び「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査を実施し、国・地方公共団体等のあらゆる分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況をとりまとめて公表を行ったところ、測定指標①から③いずれも前年と比べ数値の改善がみられ、測定指標②については過去最高の女性参画を達成したほか、測定指標③は前年の伸び(対前年比0.6ポイント)を上回る改善(対前年比0.8ポイント)を実現した。</p> <p>上記事業により、女性の活躍推進は資本市場や労働市場でポジティブに評価されうるといった期待感の高まり、地域における女性活躍促進に向けた取組の活性化など、社会全体での女性の活躍促進に向けた機運が高まったことが、目標の達成に向けた進展に寄与したものと考えられる。</p> <p>(課題等)</p> <p>さらなる女性の参画拡大の加速化のためには、以下の課題が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における女性の活躍推進に向けては、単発の取組で終わらせるのではなく、本事業等を通じて構築された連携体制を活用し、引き続き、官民一体的に、継続的かつ広域的な取組としていく必要がある。 ・各地域における女性の活躍推進に対する社会的機運の醸成に結びついているものの、一方で、地域によっては固定的性別役割分担意識が強いなどの地域の特性から女性の活躍が進んでいないところもあるなど女性活躍推進の必要に関する理解に温度差がある場合もあり、引き続き、地域の幅広い層への浸透を図るべく取組を行っていく必要がある。 ・「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の記載要領の改訂に関する東証への要請等を通じて、引き続き「女性の活躍状況」の開示促進に取り組んでいく必要がある。
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>女性活躍促進に向けた社会全体の機運の高まりの流れを、安定したものとさらに具体的な参画拡大に結び付けるべく、引き続き見える化の推進を図るべく、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における女性の活躍の情報開示については、HP・パンフレット等を通じて開示促進に努めるとともに、開示状況の分析については、必要に応じて手法を見直す。地域女性活躍推進交付金等の事業を行いつつ、「女性の政策・方針決定過程参画状況調べ」及び「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査を実施して各分野における女性の参画状況等についてとりまとめて公表する。さらに、民間企業等での女性役員の登用を支援するべく、当社内での人材確保が困難であるとする企業の声にこたえるべく内閣府HP内に開設した「はばたく女性人材バンク」の広報周知を図ることで民間企業における女性役員等への登用を促していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合 ②国の審議会等委員に占める女性の割合 ③民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合 ④「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示割合(ただし、女性活躍推進法案が成立、施行された暁には、各企業において女性の活躍状況に関する情報開示が義務づけられることとなることから、法案成立後には測定指標を見直す予定である。)

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第41回男女共同参画会議(平成24年8月1日)において、有識者から以下のとおり、意見が出されている。</p> <p>女性労働の問題について、歴史を振り返ると、最初は弱者としての女性保護ということからスタートし、その次は差別禁止や、育児との両立支援策が労働政策としてやられてきたと思う。今般は、まさに経済政策の非常に重要な要素として入れ込んでいただいたということで、新しいステージに進んできたという感じがある。</p> <p>「見える化」を通じて経営者、社会全体の意識を変えようということについて2つお願いしたい。</p> <p>1つ目は情報開示をする範囲について。現状だけではなく、企業の方針や、例えば管理職に占める女性比率などの具体的な目標自体の開示を求めていることが必要。</p> <p>2つ目は、開示を企業の自発性にゆだねるだけではなく、開示することをルールとしていただきたい。例えば、労働法制の中で義務化する、有価証券報告書の中の記載事項にすることをルールにするなどの手法が考えられる。企業も情報開示については反対する合理的な理由は考えにくいので、情報開示ということを是非ルール化していただきたい。(岩田議員)</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定) http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/index.html ○「女性の施策・方針決定参画状況調べ」(内閣府・平成27年1月) http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2014/index.html ○「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(内閣府・平成27年1月) http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/ratio/index.html ○「女性国家公務委員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」(人事院・内閣官房内閣人事局・平成26年12月) http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/w5_h261219.pdf ○地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成25年12月) http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/index.html ○「コーポレート・ガバナンスに関する報告書における「女性の活躍」の記載状況2014」 http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/pdf/joukyou_2014.pdf</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>男女共同参画局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>推進課長 大隈由加里 調査課長 伊藤誠一 総務課長 池永肇恵</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	----------------	---------------	---	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-75(政策15-施策⑦))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業					
施策の概要	被災地においては、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性が様々な不安・悩み・ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が懸念される。このため、地方公共団体と協力して女性の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話相談や仮設住宅への訪問相談等を行い、被災地において女性が安心して利用できる相談サービスを提供する。					
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進することに資するため、相談しやすい体制等の整備を図る。また、被災地において女性の悩み相談事業を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	77	92	70	67
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	77	92	70	-
執行額(百万円)	66	69	56	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	被災自治体の要望に応じて人材育成研修等を実施した割合	基準値	実績値				目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度
	100%	-	-	100%	100%	100%	100%	達成
	年度ごとの目標	-	-	100%	100%	100%	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 地元相談員で対応困難な相談案件があった場合には、スーパービジョンを実施し、相談対応の基盤強化を目的として、地元の女性支援や女性相談に携わる者を対象に講義を実施したことにより、目標を達成したと判断した。
	施策の分析	(達成手段の有効性、効率性) 被災3県に臨時相談窓口(岩手県2か所、宮城県6か所、福島県2か所)を設置し、面接による相談、仮設住宅への訪問相談、被災者が様々な思いを語り合ったり、悩みや不安を打ち明けあったりするグループ相談の実施、法テラスとの協定によって弁護士等と連携した相談対応を行った。また、県外避難者の多い福島県では、電話相談も実施し、県外に避難した人からの相談を受け付けている。このように、被災地の実情に沿ったきめ細かい支援を行うことにより、被災地において女性が安心して利用できる体制に寄与していると考えられる。平成26年度の相談件数は、2,144件であり、うち、電話相談件数が1,556件、面接相談件数(仮設住宅等訪問相談、法テラス出張相談を含む)は588件、また、グループ活動実施件数は108件である。昨年度の課題として、各県内で相談事業が十分行き届いているのかを検討した結果、平成26年度は相談窓口を増やし、その結果面接相談件数も増えていたことから、これまで行き届いていなかった地域にも相談事業が行き届いたと考えられる。 相談対応は、専門性の高い全国からの派遣相談員と地元の地理的状況や被災状況を十分に把握している地元相談員が連携して行い、相談者のニーズに応じたケアをするほか、地元相談員で対応困難な相談案件があった場合にはスーパービジョンを実施した。また、地元の女性支援や女性相談に携わる者を対象に講義を行うなどの形でアドバイザー派遣を実施した。被災自治体の要望に応じて平成26年度は、福島県でスーパービジョンを22回、アドバイザー派遣を10回、宮城県でアドバイザー派遣を8回実施した。スーパービジョンやアドバイザー派遣などの人材育成を実施することにより、相談員の質の向上に寄与した。(課題等) 今後、被災3県の地元行政機関において相談対応できるように、地元行政機関の機能回復に資するための取組も行うことが課題となる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 被災者の心のケアは発災から4年が経過した現在でも重要なものであり、今後も引き続き被災地のニーズに的確に対応した相談体制を整備し、施策を推進する。 【測定指標】 測定指標について、地元相談員が的確な相談対応を行い、相談内容の充実を図っていることを示し、地域における相談対応の基盤強化を図るため、引き続き、現在の測定指標を維持し、目標の達成を目指す。さらに、今後、震災前からの既存の相談窓口等で相談対応が可能となるよう、地元相談機能の回復を目的とし、地元相談員の育成を行うため、研修を実施し、その研修への募集定員に対する参加者の割合を新たな測定指標として設定する。
学識経験を有する者の知見の活用	-	

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【P】東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業 報告書 http://www.gender.go.jp/policy/saigai/bo-reports.html
---------------------------	---

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 水本 圭祐	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	-------------------	----------	---------